

アジアの地域統合とグローバルエコノミー：経済安全保障への布石

## 講演 / Presentation

保坂 伸  
HOSAKA Shin

経済産業省貿易経済協力局長

Director-General, Trade and Economic Cooperation Bureau, METI

# 経済安全保障の動向と外為法の改正について

令和元年 1 1 月

経済産業省 貿易経済協力局長

保坂 伸

# 国際秩序の変容① 米中覇権争い

- 2017年12月に米国政府により発表された「国家安全保障戦略」が示すとおり、単なる通商摩擦や経済力競争を超え、“great power competition”の下での覇権争いの様相。軍民融合の動きや国有企業保護、知的所有権の不当な入手といった国主導の経済政策への懸念が拡大。
- 以下のような技術覇権確保のための措置を導入。米国の措置は民主党も含む超党派の支持の下、成立。
- 我が国も、WTOを中心とする国際協調主義を基調としつつ、「安全保障と一体となった経済政策」が必要。



反発力が拡大



## ● 追加関税

対米輸入約1,530億ドルのうち、

- ・約1,100億ドル(約72%)に賦課済み
- ・5月13日、約600億ドルの輸入品について、追加関税を更に引き上げ(6月1日から実施)

通商

## ● 追加関税

対中輸入約5,400億ドルのうち、

- ・約2,500億ドル(約46%)に賦課済み
- ・5月10日、約2,000億ドルの輸入品について、追加関税を更に引き上げ
- ・5月13日、中国からの輸入品ほぼ全てに追加関税をかける旨を公表(発動時期未定)



技術

## ● 輸出管理規制法案

- ・中国部品を一定程度内蔵する製品の日本からの輸出も許可対象に
- ・レアアースの輸出制限
- ・過剰な技術開示要求
- ・国外での検査実施

## ● サイバーセキュリティ法

- ・ネットワーク製品の国家規格適合義務
- ・重要データの国内保存義務付け

## ● 政府系産業投資基金

- ・莫大な政府資金投入により、先端技術の国産化を推進
- (例) 国家集積回路産業投資基金
- 半導体集積回路関連企業に、毎年40億ドル規模を投資

## ● 外国投資リスク審査近代化法(FIRRMA)

- ・重要技術について事前審査義務化
- ・小規模ベンチャー投資も審査対象に

## ● 輸出管理改革法(ECRA)

- ・広範なエマージング技術を輸出管理の対象に追加(当該技術は投資管理の事前審査対象にも指定)

## ● サイバーセキュリティ強化

- ・ファーウェイ、ZTE等を政府調達から排除
- ・ファーウェイに対する米国からの輸出や、米国製品の再輸出を禁止
- ・投資管理上も個人データ保護、サイバーセキュリティを考慮

## ● 防衛産業政策の拡大

## 外国為替及び外国貿易法

### ● 対内直接投資管理

- ・制度改正を行い審査対象となる対内直接投資等の定義を見直し
- ・サイバー関連業種を新たに審査対象に

### ● 安全保障貿易管理

- ・エマージング技術、基盤技術への管理対象の拡大

## 国際秩序の変容② 自国産業を中心とした産業政策

- 政府が国内重要産業に巨額資金を投入するなど、各国は安全保障と経済を一体と捉えた自国産業中心とした産業政策を推進。



### アメリカ：防衛産業政策の拡大の具体的内容

- 国防予算を、過去9年間で最大規模の総額7160億ドルに拡大。
- 最先端技術（AI、量子技術、超音速、宇宙、サイバー、指向性エネルギー等）のR&Dを推進。



### フランス：デジタル分野への政府支援強化

- 元来より、重要セクター（電力、航空機、自動車、半導体等）では、仏国政府が相当程度の影響力を保有。
- 製造業のデジタル化促進政策を発表、総額5億ユーロの拠出を表明。
- 人工知能の研究開発に関する国家計画を発表、4年間で総額6億6,500万ユーロの投資を表明。



### ドイツ：「国家産業政策2030」（案）

- 製造業の付加価値の引き上げを目指す。
- 産業政策が世界各地で復活しており、市場の力のみに依存して成功した国は、ほとんど存在しないと指摘。
- 市場任せにするのではなく、産業政策の重要性を指摘し、産業政策策定の指針を提示。



### 韓国：重点分野への大幅な投資

- 戦略投資分野に1兆4,900億ウォン、先導事業に3兆5,200億ウォンの投資計画。
- 総合半導体大国を目指し、税制、技術開発・人材育成支援、専用ファンド等、網羅的な支援を表明。

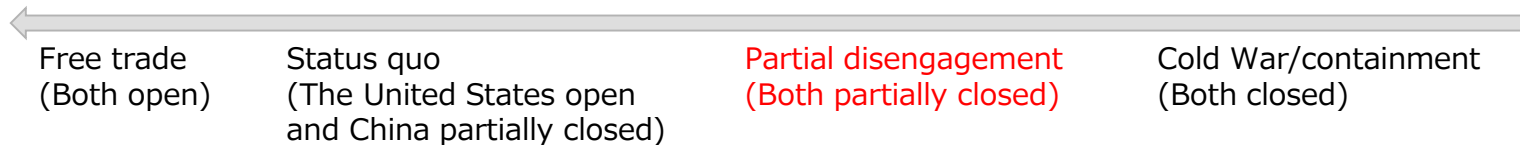
# (参考) 米中覇権争いに対して米国のとるべき新戦略①

- NBR※は、中国からの**Partial Disengagement**（部分的な分離）を実現するための方策として、4つの戦略をまとめた報告書を発表。
- この戦略により、米国の重大な脆弱性への対応、米国の強みの最大化、中国により提起された課題対処における影響力の確保が可能、と主張。

※National Bureau of Asian Research

## 中国からの “Partial Disengagement” の実現に向けて米国がとるべき戦略

### ★“Partial Disengagement” とは



### ★ 4つの戦略

- ①米国への悪影響を最小化し、長期的な争いとなるであろう米中対立に対する国内の政治的支持を最大化すること。
- ②中国への技術流出を遅らせるとともに、**中国による強制的な技術窃取等に対する脆弱性を低減するための防御的施策を強化**すること。またその効果を飛躍的に向上させるため、**他の先進民主主義国家と協力**すること。
- ③中国との長期競争の持続に必要な国力を強化するため、**イノベーション促進、長期的経済成長の促進等に必要な多額の投資や施策を実行**すること。
- ④W T Oのような既存の多国間枠組みの改革は継続しつつ、**米国と利益や価値を共有でき、中国に対して対抗するために協力すべき同盟国等との間の貿易・投資・協議・協力を強化する複数国間の取組に注力**すること。

### 報告書の検討メンバー

|                              |                                                    |
|------------------------------|----------------------------------------------------|
| (議長) Charles W. Boustany Jr. | 元下院議員（共和党）                                         |
| (議長) Aaron L. Friedberg      | 米副大統領の国家安全保障問題の元副アシスタント、著書に「支配への競争－米中対立の構図とアジアの将来」 |
| Nadège Rolland               | フランス国防省の元シニアアドバイザー                                 |
| Ashley J. Tellis             | 米国国務省の元上級顧問                                        |
| 等                            |                                                    |

## (参考) 米中覇権争いに対して米国のとるべき新戦略②

- 4つの戦略の具体的施策として、投資管理や輸出管理、人的管理、R&D推進等について言及。

### 防衛策

#### ○脆弱性の低減

- ・政府調達からの中国企業の排除
- ・サプライチェーンにおけるリスクの把握・分析能力の向上
- ・中国からの投資の監視強化
- ・中国に依存している輸入分野の特定、リスクの軽減 等

#### ○技術流出の低減

- ・インテリジェンス機能の強化
- ・技術等を窃取した者に対する罰則の強化
- ・大学院・博士研究員等に対するビザ発給の厳格化
- ・特定の機器（半導体製造装置等）や技術に関する輸出管理に係る少数の有志国協力の推進 等

### 自己強化策

- ・イノベーション促進のためのR&Dへの投資増加

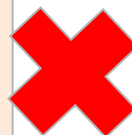
# 機微技術管理に関する統合的アプローチの必要性

- 機微技術によって構成される戦略産業分野において、国家安全保障の観点から、機微技術の優位性を保ち、脆弱性を解消するためには、国際連携を含む、技術に着目した統合的な技術戦略（統合的アプローチ）を確立する必要がある。

## 統合的アプローチ

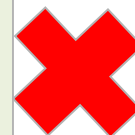
### グローバルサプライチェーンにおける チョークポイント分析 （知る）

- ◆ 複数のサプライヤーによって構成されたグローバルサプライチェーンにおけるチョークポイントの把握
- ◆ サプライチェーン構造の正確な理解
- ◆ 戦略産業分野における鍵となる技術を有するサプライヤーの把握



### 統合的な政策パッケージ （守る・育てる）

- ◆ 多様な技術獲得手法（次項参照）に対する対応
- ◆ 特定されたリスクへの階層的なアプローチ
- ◆ 「守る」措置と「育てる」措置の適切な採用
- ◆ 政府内の関係府省庁間の連携



### 同盟国等との連携 （レベルプレイングフィールドの確保・より強靱な産業基盤の実現）

- ◆ 関連する技術を保有する同盟国等間におけるループホールへの対応
- ◆ グローバルサプライチェーンにおけるチョークポイントの箇所存在に対する共通認識
- ◆ 特定されたリスクに関する情報交換
- ◆ 特定されたリスクに対する連携した対応

※機微技術・・・我が国の安全保障を確保し、もって経済の健全な発展を実現する上で、その優位性を保ち、脆弱性を解消すべき重要な技術（critical technology）

# 機微技術取得活動のパターン

- 貿易に加えて、投資、人を介しての技術獲得など、技術取得活動は多様化・巧妙化。

## 輸出

- A国の企業が、自身で又は第三国のフロントカンパニーを通じて、軍事転用可能な品目を民生目的を装い輸入。
- B国の企業が、各国の大学・研究機関に研究支援を名目にアプローチ。

## 投資

- C国の企業が政府の支援も得て、軍事生産に不可欠な技術を持つ海外企業を買収。
- D国の投資ファンドが将来の軍事利用も想定されるスタートアップ企業の経営に参加。

## 共同研究

- E国の政府系企業が、国際的な産学共同研究に参加。
- F国の政府系大学が、各国の大学と研究協力協定を締結。

## 人材獲得

- G国の企業が競合相手の企業から技術者をヘッドハンティング。
- H国の政府関係機関が他国の大学・研究機関の研究者に研究資金を供給。

## 産業スパイ

- I国の企業が提携先企業に自社社員を送り込み、先方の同意なく非公開技術情報を入手。

## サイバー窃取

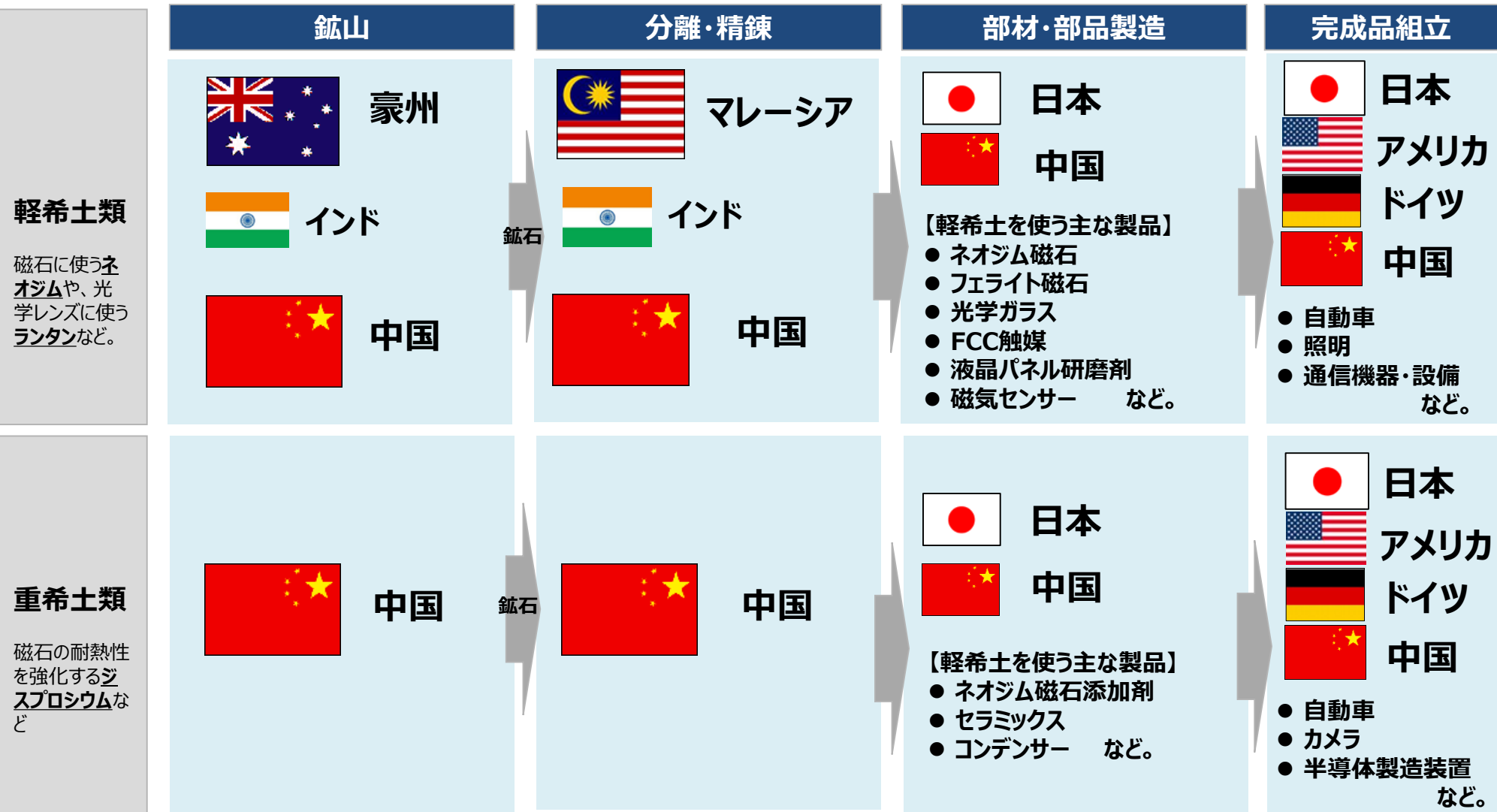
- サイバー攻撃等を通じて、企業システムから、大量のデータ・技術情報がJ国に漏洩。

## その他

- 市場歪曲的な産業政策
- 強制技術移転

# (参考) 我が国のレアアースのサプライチェーン

- レアアースは、磁石、光学ガラス、触媒など、多様な用途に使われる重要な鉱物。
- 我が国は、部材・部品の製造に使用するレアアースを、海外からの輸入に依存している。



# (参考) 統合イノベーション戦略2019の概要

- 統合イノベーション戦略（安全・安心分野）では、我が国の科学技術について「知る」「守る」「育てる」「生かす」枠組みの中で、機微技術の管理の方向性を提示。

## 【統合イノベーション戦略（安全・安心分野より抜粋）】

|                      |                                                                                                                                                                                                                                                        |                               |                      |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|----------------------|
| ○目指すべき将来像            | ・我が国の安全保障環境が一層厳しさを増している中、国民生活及び社会・経済活動への様々な脅威に対する総合的な安全保障を実現<br>・関係府省庁、産学官が連携して我が国の高い科学技術力を結集<br>・科学技術情報の流出に対応しつつ、我が国の優れた科学技術を社会実装し、技術的優越を確保、維持しながら、これを安全・安心の確保のために幅広く活用できる社会を実現                                                                       |                               |                      |
| ○目標                  | ・＜知る＞我が国の科学技術を俯瞰し、伸ばすべき分野や補うべき分野、適切に管理すべき分野を明確化<br>・＜育てる＞「知る」の取組により明確化した分野に予算や人材等の資源を重点配分させ、安全・安心に資する科学技術を強力に育成<br>・＜守る＞我が国の技術的優越を確保、維持する観点や研究開発の成果が大量破壊兵器等に転用されることを防ぐといった観点から、科学技術情報の流出に対応<br>・＜生かす＞「知る」「育てる」「守る」の取組を通して得られた成果の社会実装により、国及び国民の安全・安心を確保 |                               |                      |
| ○現状認識<br>・<br>○問題・課題 | ○防災・減災、テロ・犯罪対策や、サイバー空間、宇宙、海洋といった様々な領域における脅威への対応に我が国の優れた科学技術の幅広い活用が必要<br>○技術的優越を確保・維持するとともに、大量破壊兵器等や国際的なテロ・犯罪等への転用を防ぐため、科学技術情報の適切な管理が必要                                                                                                                 |                               |                      |
| ○今後の方向性              | 【知る】<br>重視すべき分野や課題を明確化                                                                                                                                                                                                                                 | 【育てる】<br>関係府省庁、産官学が連携し科学技術を育成 | 【守る】<br>科学技術情報の流出に対応 |
|                      | 【生かす】<br>「知る」「育てる」「守る」の成果を社会実装                                                                                                                                                                                                                         |                               |                      |

# 産業構造審議会安全保障貿易管理小委員会中間報告書の概要（10/8公表）

統合的  
アプ  
ロー  
チ

「知る」

- ・グローバルサプライチェーンにおける重要技術・企業の把握
- ・政府全体の体制強化や専門人材の育成・活用

「守る」

## 【政府の措置】

- ・対内直接投資管理制度の見直し
- ・輸出管理制度の見直し
- ・機微技術管理の視点からの外国人の受入れ審査の実施
- ・研究開発における区分に応じた技術管理
- ・機微技術情報の非公開化（論文や学会、特許出願等の在り方）
- ・政府資金による研究成果の取扱い（ライセンスポリシー、受託者における輸出管理に関する法令遵守の徹底）
- ・営業秘密管理のエンフォースメント強化
- ・産業保全（後掲）

## 【大学・企業等の自主的取り組みが求められるもの】

- ・適切な輸出管理体制の構築
- ・研究開発等に携わる者の状況（他国企業と比較した相対的報酬レベル、退職時期等）を考慮した給与・報酬体系の見直し、機微技術の開発情報への適切なアクセス制限等

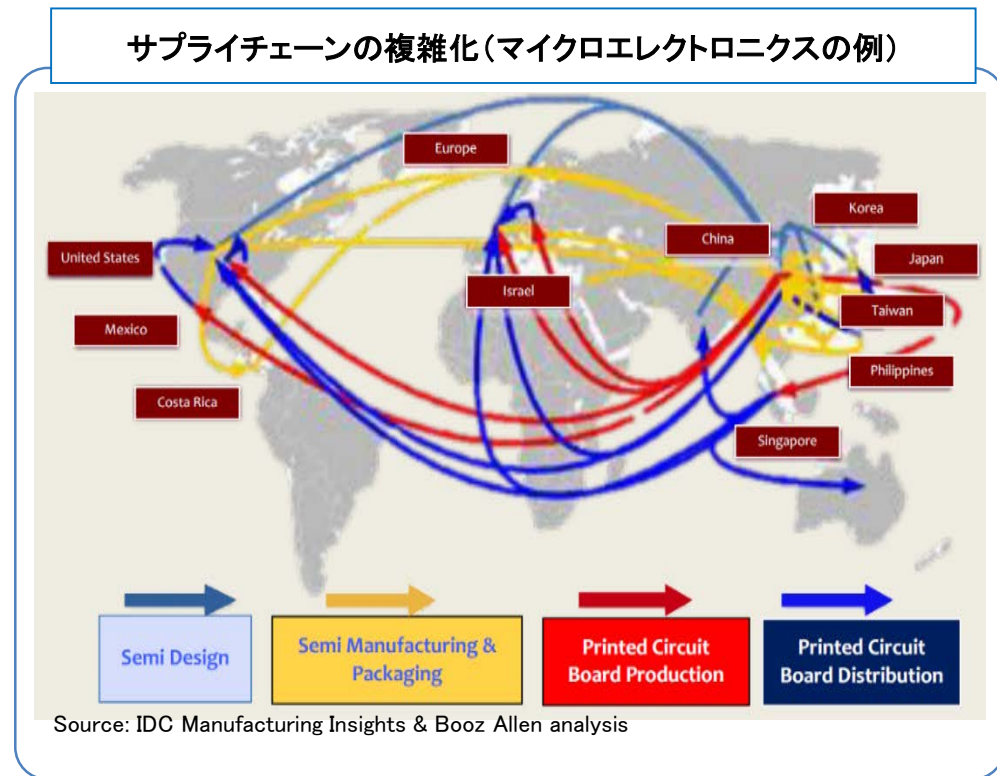
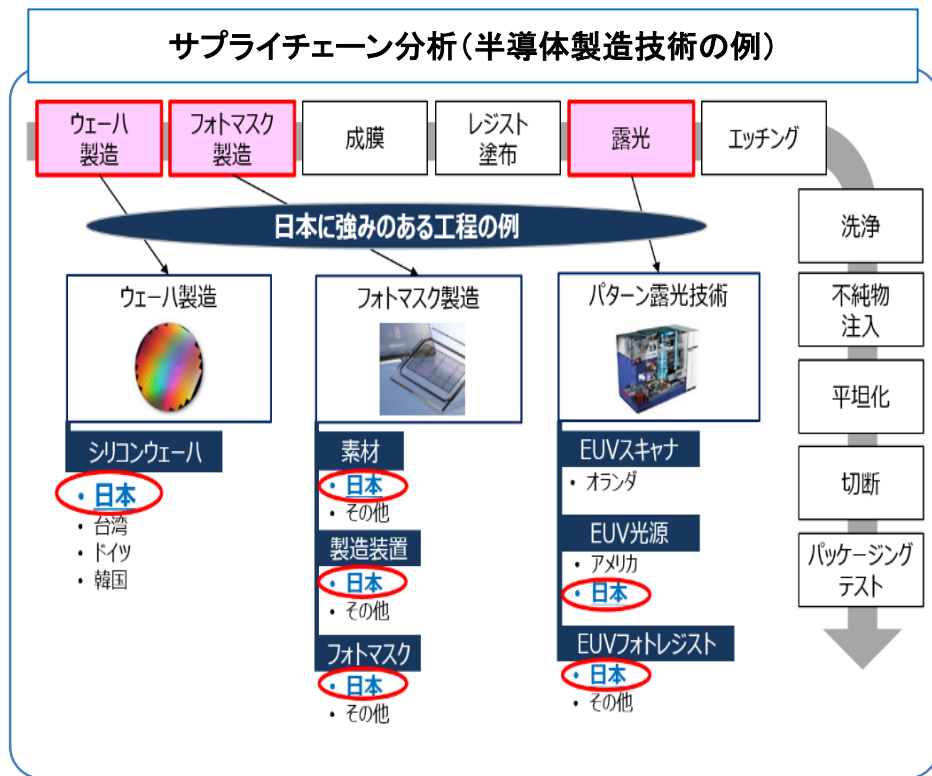
「育てる」

- ・機微技術分野のR＆D推進
- ・国際共同研究開発の推進（産業保全（セキュリティ・クリアランスを含む）、機微技術情報の非公開化）

# 統合的アプローチ「知る」① 重要技術・企業の把握

- 機微技術の流出を防ぐ「守る」取組や、産業競争力・技術基盤を強化する「育てる」取組を実現する上で、大学や企業等が保有する機微技術情報を適切に把握し、把握した情報を政府全体で共有・分析する（「知る」）取組が重要。
- 技術動向の把握や、グローバルサプライチェーン分析による我が国のチョークポイントの適切な把握のため、経済産業省は、新たに技術調査室を設置。

○ 2019年4月 経済産業省貿易管理部に設置した**技術調査室**における取組例



## 統合的アプローチ「知る」② 政府全体の体制強化や専門人材の育成・活用

- 「知る」取組を実効的なものとするためには、政府全体の体制強化や専門人材の育成・活用が必要。
- 米国の国家安全保障会議（NSC）には、エマージング技術やサイバーセキュリティ、大量破壊兵器・通常兵器、国際経済、エネルギー等の技術的なバックグラウンドを有する専門家が多数在籍し、知見を活かした安全保障に係る国家戦略を決定。

### ○米国国家安全保障会議における技術的知見等を有する専門部門

#### エマージング技術部門（Emerging Technology）

- ◆ 科学技術及び防衛産業の専門家である2名の上級部長を配置。

#### サイバーセキュリティ部門（Cybersecurity）

- ◆ サイバー特別顧問、サイバーセキュリティ担当上級部長、政府サイバーセキュリティ担当上級部長をはじめ、8名のサイバー関連の専門家を配置。

#### 国防政策・大量破壊兵器・通常兵器管理部門（Defense Policy Weapons of Mass Destruction and Arms Control）

- ◆ 20名からなる不拡散に係る部門であり、大量破壊兵器、生物兵器や宇宙の専門家が配置されている。

#### 国際経済部門（International Economics）

- ◆ 8名からなる部門であり、国際金融等の経済的バックグラウンドを持つ専門家が配置されている。

#### 国際エネルギー・環境部門（International Energy and Environment）

- ◆ 特別顧問、エネルギー担当部長など2名を配置。

# 統合的アプローチ「守る」① 対内直接投資管理制度の見直し

- 我が国の対内直接投資残高を3.5兆円に倍増するという政府目標を達成するため、経済の健全な発展につながる対内直接投資を一層促進するとともに、欧米における対内直接投資管理強化の流れを受け、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応するという、メリハリのある対内直接投資制度を実現するため、本臨時国会に外為法改正案を提出。

## 問題のない投資の一層の促進

### 1. 事前届出免除制度の導入

- 対内直接投資案件の大宗を占めるポートフォリオ投資等は、免除の対象。
- 国の安全等を損なうおそれがある投資は、免除の対象外として外形的に明確化（政令・告示）。
- 事後報告、勧告・命令により、免除基準の遵守を担保。

## 国の安全等を損なうおそれのある投資への適切な対応

### 2. 事前届出の対象の見直し

- 上場会社の株式取得の閾値引下げ（現行10%→1%：会社法上の株主総会における議題提案権の基準）
- 経営への影響力行使につながる行為の追加（例：役員への就任や重要事業の譲渡）

### 3. 国内外の行政機関との情報連携の強化

## (参考) 米国の投資管理制度の概要

1. 1988年包括通商・競争力強化法50218条(いわゆるエクソン・フロリオ条項)で、1950年国防生産法を改正し、「外国人による米国企業の合併・株式等の取得・買収であって、その支配に繋がらうる取引等」について、安全保障上の脅威と信じるに足る確かな証拠がある場合、大統領に、当該取引を停止または禁止できる権限(遡及効あり)を与えた。当該判断には司法権が及ばないことになっている。
2. 取引が安全保障に与える影響を調査する権限がCFIUSに委任されている。CFIUSは、財務省が議長で、国家情報局等諜報機関、国防総省、国務省、商務省等の代表者からなる。
3. 2018年8月に成立した外国投資リスク審査近代化法(FIRRMA: 2020年2月までに施行)により、当該大統領権限の及ぶ範囲を、「①非支配的投資であって機微技術に関する投資、②非支配的投資であって重要インフラに関する投資、③非支配的投資であって米国民の機微な個人情報に関する投資及び④機微な施設近隣の不動産購入・リース」に拡大。
4. 特に①～③について、取締役または役員会参加者への就任、これらの者の指名権、投資先会社の非公開技術情報へのアクセス、機微技術等に関する重要な意思決定への関与等に代表されるgovernance and information rightsを持つものとされている。

# (参考) 米国の投資管理制度の概要

## 米国の投資管理制度（CFIUSが審査を実施）：FIRRMAによる改正前後の比較

※赤字は追加事項

|        | FIRRMAによる改正前                                                                                       | FIRRMAによる改正後                                                                                                 |   |                                                              |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|--------------------------------------------------------------|
| ○審査方式  | ①事後介入方式（無期限）<br>※投資家は任意で事前申請                                                                       | ①事後介入方式(無期限)について、対象取引に以下を追加。                                                                                 |   | ②事前審査方式を追加。<br>対象取引は以下。                                      |
| ○対象取引  | 米国企業に対して支配を及ぼしうる合併・議決権や議決権代理権等の取得、買収行為に係るあらゆる取引（株式取得数によらない）<br>※以下の取引を含む<br>・資産（事業、不動産含む）の購入やリース 等 | 非支配的であっても受動的ではない投資（取締役等への就任、指名権、非公開情報へのアクセス、重要な意思決定に関与等の権利があるもの）で以下に関するもの<br>・機微技術<br>・重要インフラ<br>・米国民の機微個人情報 | + | ・重要インフラや機微技術について、外国政府の影響力下にある投資家による、企業経営に影響を与える投資（株式取得数によらず） |
| ○業種業種  | 業種の指定なし                                                                                            |                                                                                                              |   |                                                              |
| ○考慮要素  | 国防上の要求を満たすために必要な国内生産への影響 等                                                                         | 考慮要素に以下を追加。<br>・重要インフラ、エネルギー、戦略物資、機微情報の外国人支配による安保への影響 等                                                      |   |                                                              |
| ○制度の特徴 | ①大統領による取引の停止や禁止の権限（司法権が及ばない）<br>②外国投資家はCFIUSと影響緩和合意(遵守される限り大統領権限を講じない)を締結することが可能                   |                                                                                                              |   |                                                              |

※FIRRMAにより同盟国との情報交換規定を追加

## (参考) 欧州における投資管理強化の動向

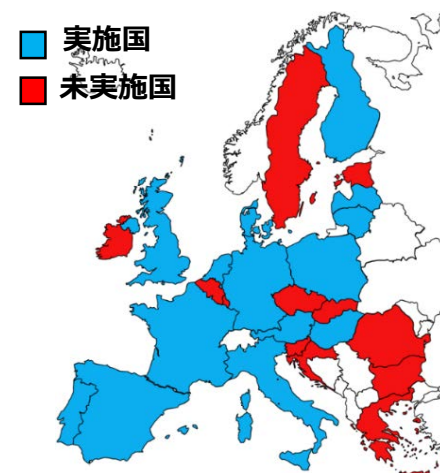
- ドイツ、英国、フランス等は、対内直接投資を通じた機微技術の流出を防ぐため、投資管理を強化。
- EUでは、全体では投資管理制度が未整備な国が存在する一方で、EU加盟国間の情報交換枠組みの規定を盛り込んだ新規則が発効された。

◆ EU : 2019年4月10日に新規則を発効。EU加盟国間の投資管理に関する情報交換枠組みを構築。重要インフラ・技術(AI・ロボット・半導体・サイバーセキュリティ等)を審査考慮要素へ追加。

◆ ドイツ : 2017年7月改正済。事前届出業種の拡大（武器、軍用エンジン等に加え、武器用製造装置、軍用設計品（電子機機器、映像機器等）を追加）、事後審査対象として、サイバー技術、重要インフラ等を明記し重点審査化等を実施。

◆ 英 国 : 2018年6月11日、2002年企業法を改正し投資規制を強化。武器技術・高度デュアルユース品、サイバーセキュリティ（量子技術、汎用コンピュータ）について、審査対象を拡大。  
2018年7月には、国家安全保障と投資ということで、既存の企業法の改正ではなく、諸外国の投資管理の枠組みと揃えるべく、全く新しい国家安全保障のための投資管理の枠組みをパブリックコメントに付したところ。

◆ フランス : 2018年6月18日、投資規制の強化を含んだ「企業の成長及び変革に関する法案（PACTE法案）」を閣議決定。このうち投資管理に関する第55条が、10月に国民議会で採択。12月規制対象業種を拡大する政令が成立。戦略業種（半導体、宇宙、ドローン並びに安全保障に係るAI、サイバーセキュリティ、ロボティクス、大規模データストレージ等）を審査対象に追加。また違反に対する制裁を強化。



# 統合的アプローチ「守る」② 輸出管理制度の見直し

- 我が国は、国際輸出管理レジームに則り、外為法に基づき輸出管理を実施しているため、国際輸出管理レジームで合意されない限り、原則として輸出管理対象に追加することができない。
- 国際輸出管理レジームは約 40 か国が参加しており、合意に至らない場合や、合意したとしても時間を要するという課題がある。エマージング・基盤技術管理の必要性の高まりを鑑み、より少数の同盟国間の合意に基づく輸出管理は可能であり、また、我が国独自の輸出管理について検討すべきである。

## スケジュールのイメージ

※ある国際輸出管理レジームの例

2月頃 品目改正提案の提出  
春～秋 2～3回会合にて議論  
12月頃 総会で合意  
翌年1月以降 各国が法令改正

- 
- ・最短でも1年半～2年
  - ・議論の分かれる提案は2年以上
  - ・レジームで合意できず、各国法令に反映できない場合もあり

## 参加国の例

|            | NSG(原子力供給国グループ)                                                                        |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 規制対象<br>品目 | (1)原子力専用品・技術<br>①核物質 ②原子炉・付属装置 ③重水・原子炉級黒鉛<br>④ウラン濃縮・再処理等プラント<br><br>(2)原子力関連汎用品・技術     |
| 参加国        | <div>【輸出貿易管理令別表第3に掲げる地域】(※)<br/>米、EUを中心に、計26か国</div><br>ロシア、ウクライナ、ベラルーシ、カザフスタン、韓国、中国 等 |

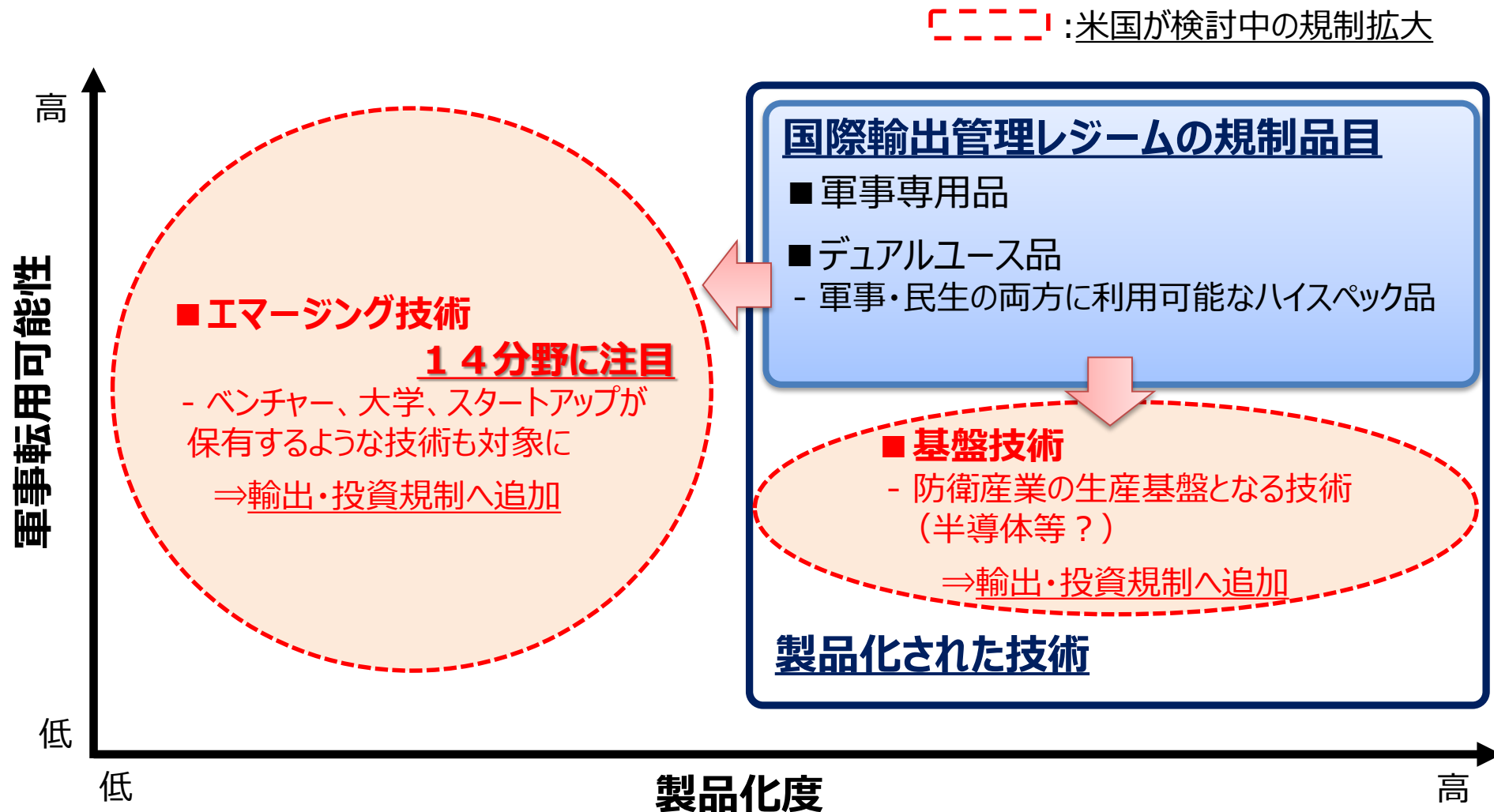
- 「非居住者」に対する特定の技術の提供は「みなし輸出」として輸出管理の対象となっているが、「非居住者」の要件について、技術流出の実態に応じた適切なあり方の検討が求められる。

## 居住者の要件

- ①日本人の場合：日本の在外公館に勤務する者 等
- ②外国人の場合：我が国にある事務所に勤務する者、**我が国に入国後6月以上経過している者**
- ③法人等の場合：外国法人等の我が国にある支店、出張所その他の事務所、我が国の在外公館 等

## (参考) 管理対象とする機微技術の範囲の拡大

- 近年、国際的にエマージング技術を巡る議論が進んできたが、あくまでも個別技術ベースの散発的な対応。
- 一方、米国は、輸出管理改革法 (ECRA)に基づき、規制対象範囲の拡大を検討中。



## (参考) 米国によるエマージング・基盤技術の規制強化

- 2018年11月～2019年1月、商務省はエマージング技術に関し**14の技術分野を提示し、産業界等から意見を募集**。米国内外の産学官から239件の意見が提出された。
- 商務省は、**エマージング技術諮問委員会 (ETTAC)**や関係省庁との協議を経て、**個別の規制案の意見募集を行う**予定（注：基盤技術にも同様に検討が進められる見込み）。
- なお、商務省は、5月23日、ワッセナーアレンジメント合意に基づき、次世代量子暗号技術、電磁パルス (EMP)対策ソフトウェア等の**エマージング技術 5 品目を先行規制**。  
**(現在、日本も同様の規制強化をパブコメ中)**

### ■ 14の技術分野

- |                                            |                                        |
|--------------------------------------------|----------------------------------------|
| (1) バイオテクノロジー                              | (8) 補給関連技術                             |
| (2) A I・機械学習                               | (9) 付加製造技術(3Dプリンタ等)                    |
| (3) 測位技術(Position, Navigation, and Timing) | (10) ロボティクス                            |
| (4) マイクロプロセッサ                              | (11) ブ레인コンピュータインターフェース                 |
| (5) 先進コンピューティング                            | (12) 極超音速                              |
| (6) データ分析                                  | (13) 先端材料                              |
| (7) 量子情報・量子センシング技術                         | (14) 先進セキュリティ技術(advanced surveillance) |

### ■ 主要な意見

- |                      |                         |
|----------------------|-------------------------|
| ● イノベーションを阻害しない制度設計。 | ● 対象技術を明確に定義。           |
| ● 安全保障に不可欠な内容に限定。    | ● 懸念取引（国、使用者、用途等）だけを規制。 |
| ● 米国だけが持つ技術に限定。      | ● 規制内容について同盟国・友好国と連携。   |

# (参考) 大学等に対する安保管理強化に向けた働きかけ

- 平成29年10月に公表した**大学向けガイダンス**の普及と管理水準向上に向けたツールの提供。
- 文部科学省と連携して、複層的なアプローチを通じて、大学における安全保障貿易管理に関する**法令順守及び内部管理を強化**。

## 「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)」の普及

- 平成29年10月に公表し、文科省を通じ、全関係大学※の学長宛に通達。平成30年3月に英語版も公表。
- 文科省と共催で、毎年、東京、名古屋、大阪で説明会を実施。平成30年には警察庁も登壇。  
※ 国立大学、理工医歯薬系学科を持つ公立・私立大学（全264大学）

## E-Learningコンテンツの作成・公表

- 平成30年5月に経済産業省ホームページで公表。英語版も作成。
- 研究者向けe-learning教材を掲載するA P R I N（公正研究推進協会）向け教材も作成し、平成31年3月末から配信開始。

## 専門家派遣事業

- 平成30年度は89の大学・研究機関に対し、延べ157件の派遣相談・個別相談を実施。

## 個別訪問

- 平成28年度以降、経産省職員が120以上の大学を個別訪問し、理事長、役員等に説明。

## ネットワークの形成

- 大学の輸出管理担当者による地域ネットワークの設立を促進。平成30年度は新規5件が設立（計11件）。
- 平成30年11月には国立研究開発法人の輸出管理担当者によるネットワークも設立。

## 統合的アプローチ「守る」③ 外国人の受入れ審査

- 流出経路の多様化や、エマージング・基盤技術管理の必要性の高まりを鑑みると、「技術」に着目した貿易管理では、機微技術流出に対する十分な対応は困難な状況。企業や大学等において、「研究開発等に携わる者」に着目した機微技術管理が必要。
- 一方、企業・大学等の機微技術の開発等の主体において、機微技術管理で外国人労働者・留学生の受入れの可否を判断することは困難。政府が実施する出入国管理において、機微技術管理の視点から適切に判断することが重要。

### 現行の出入国管理及び難民認定法

#### ○上陸の拒否（第5条）

「日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者」について、上陸の拒否が可能な旨規定。



日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれ  
・・・伝染病患者、貧困放浪者、刑法違反者等

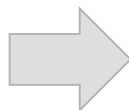
#### ○在留中活動の範囲（第19条）

在留資格に応じて、「収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動」を行ってはならない旨規定。



収入・報酬を伴う活動の範囲を制限  
・・・経済秩序維持の観点

機微技術管理の視点が、入管法の制度・運用に明確に組み込まれておらず、外国人研究者・留学生が、大学や研究機関において、機微技術に自由にアクセスしている可能性がある。



**機微技術管理の視点で出入国管理を実施すべきではないか。**

# 統合的アプローチ「守る」④ 研究開発における区分に応じた技術管理

- 出入国管理により、企業・大学等において研究開発に携わる者のスクリーニングを行うことは重要であるが、それだけでは、研究成果の公表（論文や学会、特許出願等）を制限する制度等がない我が国において、機微技術管理に限界があるのも事実。
- 例えば米国では、研究開発予算について、研究開発区分を定め必要な技術管理を実施。我が国においても、少なくとも政府資金の研究開発については、予算執行における措置が必要ではないか。
- 民間資金による研究成果の公開と、安全保障上の要請とのバランスも論点の一つ。

## 米国の研究開発予算の執行における技術管理の事例

| 研究開発区分                  | 技術管理          |
|-------------------------|---------------|
| 基礎研究 (Basic Research)   | 対象外<br>(公開自由) |
| 応用研究 (Applied Research) | 対象<br>↓<br>厳  |
| 開発 (Development)        |               |

## 技術管理の内容（例）

※ 求められる技術管理の例。どのような項目を課すかは、プロジェクトの内容に応じて、**執行機関側が決定。**

- ◆ 情報公開の制限
- ◆ 外国人の参画制限
- ◆ 輸出管理
- ◆ 情報システムの保護

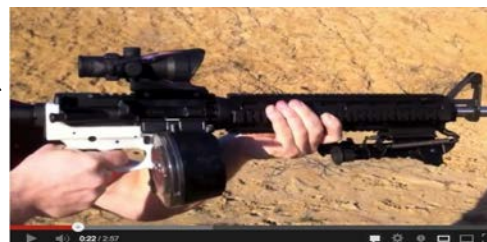
プロマネを中心に、執行機関側が、プロジェクト組成段階において、該当する区分を判定

## ○民間資金の場合

### 例:3Dプリンター銃の製造方法データの公開

**クラウドファンディング**により資金集めたDefense Distributed(米)により、2013年600回以上耐える半自動小銃を製造するための3DプリンターCADファイルが公開された(現在、非公開)

※日本においては、データ公開そのものは**規制されず**、銃を製造し、所持した時点において、銃刀法違反となる

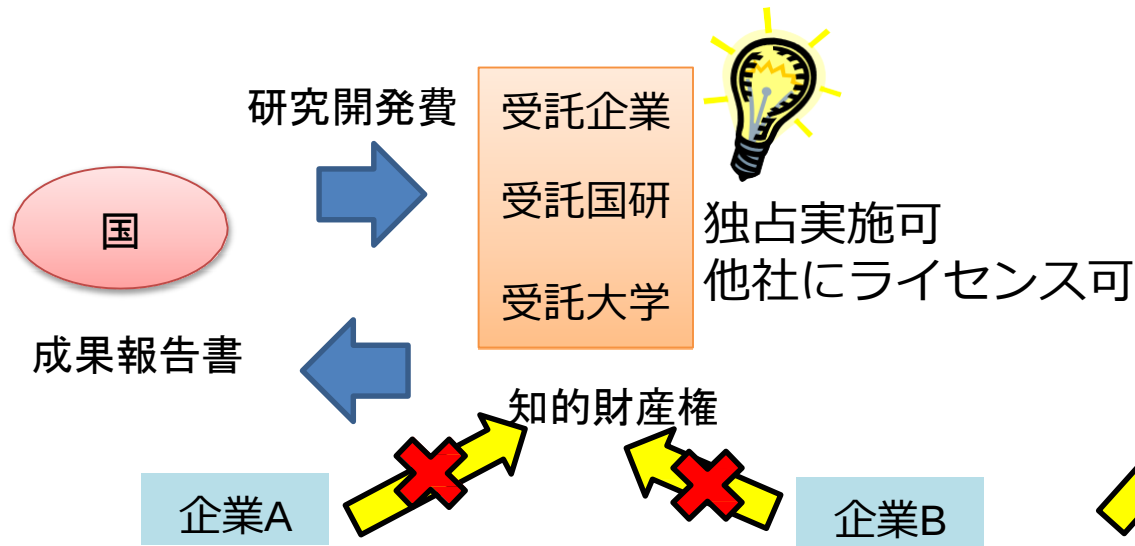


## 統合的アプローチ「守る」⑤ 政府資金による研究成果の取扱い（ライセンシングポリシー）

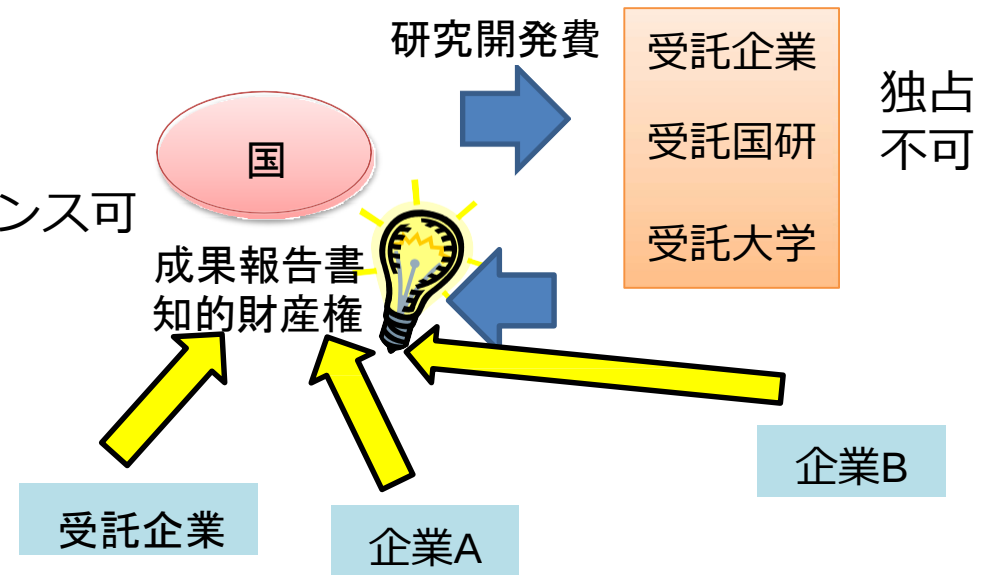
- 産業技術力強化法に規定されているバイ・ドール制度により、政府資金による研究開発から派生した特許権等の知的財産権は、国ではなく開発者にその権利が帰属。
- そのため、開発者が権利を他者にライセンスする際、機微技術管理の観点でライセンスを制約することはできない。

### 日本版バイ・ドール制度の概要

#### バイドール条項有り委託研究開発



#### バイドール条項無し委託研究開発



少なくとも政府資金による研究開発から得られた成果に係る知的財産権については、結果として我が国の安全等に支障を来すことのないよう、機微技術管理の観点から、適切なライセンシングポリシーの策定・運用を求めていくべきではないか。

# 統合的アプローチ「守る」⑥ 営業秘密管理のエンフォースメント強化

- 相次ぐ大型の営業秘密漏えい事案等を受け、平成27年に不正競争防止法を改正し、営業秘密侵害罪の罰金刑の上限額引上げ、国外犯処罰の範囲拡大等の法改正を実施。
- 機微技術管理も含めた、漏えい防止のための意識啓発を継続的に実施していくとともに、営業秘密漏えい時の対応力を強化する活動も必要。

## 平成27年改正の主な内容

- 営業秘密侵害罪の罰金額の上限引き上げ（海外における不正使用など一定の場合には重罰化）。また、営業秘密侵害罪を非親告罪化。

|                  | 改正前                     | 改正後                                                              |
|------------------|-------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 個人<br>(第21条1項)   | 懲役:10年以下<br>罰金:1000万円以下 | 懲役:変更無し<br>罰金: <b>2000万円以下</b>                                   |
| 法人両罰<br>(第22条1項) | 罰金:3億円                  | 罰金: <b>5億円</b>                                                   |
| 海外重罰<br>(第21条3項) | なし                      | 海外使用の場合などに重罰<br>(罰金刑のみ)<br>(個人: <b>3000万円</b> 、法人: <b>10億円</b> ) |

- 国外犯処罰の範囲を拡大し、不正取得行為を国外犯処罰の対象とし、海外サーバーに保管された営業秘密を海外で不正取得する行為も処罰対象とすることを明確化。

※その他、営業秘密の転得者処罰範囲の拡大、未遂行為の処罰など、刑事罰について諸外国並みの厳罰化を手当て。

## 営業秘密漏えい対策等に関する取組

### 【企業情報防御（予防策の徹底）】

- 漏えい防止措置の参考となる秘密情報保護ハンドブック、てびきの策定・周知。
- INPIT（独立行政法人 工業所有権情報・研修館）における営業秘密に関する相談窓口による個別企業支援。
- 警察庁・都道府県警とともに、営業秘密管理・漏えい時の対応等について全国周知。

### 【情報漏えいに対する対処の実効性確保】

- 営業秘密侵害事犯に迅速に対応すべく、全国47都道府県警察において「営業秘密保護対策官」を指定。
- 年1回、関係省庁、企業の実務者による会合「営業秘密官民フォーラム」を開催。営業秘密漏えい事例、最新の営業秘密漏えい手口を共有。

➡ 罰則による漏えいの抑止に加え、**漏えい予防のための意識啓発・エンフォースメント強化が重要**ではないか。

# 統合的アプローチ「育てる」① 機微技術分野のR&D推進

- 総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）が我が国全体の科学技術を俯瞰し、総合的・基本的な科学技術政策の企画立案及び総合調整を実施。
- 我が国の研究開発予算は、全体の7割近くが文科省及び経産省に割り当てられており、米国に比べれば、安全保障関係の研究開発予算が占める割合はごくわずか。

## 役割

① 内閣総理大臣等の諮問に応じ、次の事項について調査審議。

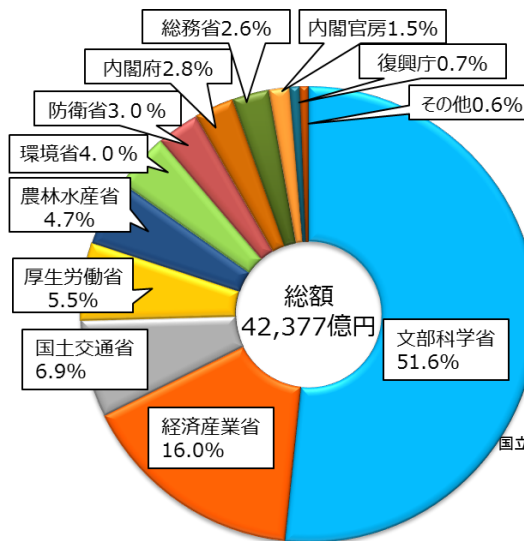
- ア. 科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策
- イ. 科学技術に関する予算、人材等の資源の配分の方針、その他の科学技術の振興に関する重要事項
- ウ. 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する重要事項

② 科学技術に関する大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発を評価。

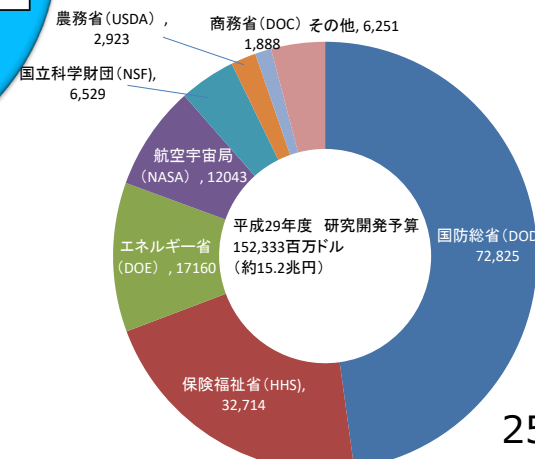
## 構成

内閣総理大臣を議長とし、議員は、①内閣官房長官、②科学技術政策担当大臣、③総理が指定する関係閣僚(総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣)、④総理が指定する関係行政機関の長(日本学術会議会長)、⑤有識者(7名、任期3年、再任可)の14名で構成。

【日本（令和元年度）】



【米国（平成29年度）】



## 統合的アプローチ「育てる」② 産業保全対策（Industrial Security）

- 技術力や産業基盤の維持・強化には、国際的な研究開発協力の推進は不可欠。特に、機微技術に関する国際共同研究開発のパートナーとして諸外国に我が国を受入れてもらうためには、国際共同研究開発により触れる可能性のある相手国が保有する機微技術に関する情報等に対して、産業保全対策の同等性を担保することが求められる。
- 一方、我が国の産業保全対策が不十分であるとして、機微技術に関する国際共同研究開発に我が国企業が参加できないという指摘あり。

### 産業保全とは・・・

- ・**秘密情報を外国政府や当該国の産業部門（軍事関連企業等）に開示・移転**する際に、当該情報を**保護して安全であるようにすること**。
- ・施設及び人的セキュリティクリアランス、情報の秘密区分及び標記、立入及び会議への対応等を含む。

### 【参考】情報保全についての日米協議の枠組み

（BISC : Bilateral Information Security Consultation）

情報保全（Information Security）の一環として、産業保全（Industrial Security）について、日米間で継続的に協議を実施中。

# (参考) 産業保全対策 セキュリティ・クリアランス、秘密の保全

## 産業保全に係る現行制度の概要

国の保有する秘密情報の保護に関する法律は主に3つ。

○国家公務員法（100条（秘密を守る義務））

○特定秘密の保護に関する法律 ※特定秘密・・・防衛外交に関する情報のうち「安全保障に著しい支障を与えるおそれのある」もの

○日米相互防衛援助協定（MDA）等に伴う秘密保護法



## 【セキュリティ・クリアランス】

セキュリティ・クリアランス（適性評価制度）を法令上明示的に定めているのは、**特定秘密保護法のみ**。

### 現行制度の論点

- ①政府については、**特定秘密とはならない本来管理すべき機微情報を取り扱う者の適格性を審査する制度が存在しない**。
- ②民間企業については、政府事業の受託や政府から機微情報を得る場合に、バックグラウンドチェックが重要となるが、**省庁横断的又は企業横断的な統一の基準が法令レベルでは存在しない**。



## 【秘密の保全】

民間人に対して罰則を措置しているのは、**特定秘密保護法とMDA保護法のみ**。

### 現行制度の論点

- ①特定秘密やMDA秘密に該当する、非常に高度な機密情報以外の機微技術情報について、**政府の事業に関与する民間人に罰則付きで秘密保持を課していない**。

# (参考) 産業構造審議会 安全保障貿易管理小委員会 委員構成

## 委員 15名

|        |                                              |
|--------|----------------------------------------------|
| 青木 節子  | 慶應義塾大学大学院法務研究科 教授                            |
| 加藤 恒   | 安全保障貿易情報センター安全保障輸出管理委員会総合部会部会長<br>三菱電機 専務執行役 |
| 亀坂 安紀子 | 青山学院大学経営学部 教授                                |
| 佐藤 丙午  | 拓殖大学海外事情研究所・国際学部 教授                          |
| ★白石 隆  | 熊本県立大学 理事長                                   |
| 新保 史生  | 慶應義塾大学総合政策学部 教授                              |
| 鈴木 一人  | 北海道大学大学院法学研究科 教授                             |
| 中谷 和弘  | 東京大学大学院法学政治学研究科 教授                           |
| 南部 朋子  | 弁護士法人リバーシティ法律事務所 弁護士                         |
| 三神 万里子 | ジャーナリスト                                      |
| 蓑田 秀策  | 一般財団法人100万人のクラシックライブ 代表理事                    |
| 村山 裕三  | 同志社大学大学院ビジネス研究科 教授                           |
| 山本 正己  | 日本経済団体連合会知的財産委員会 委員長／富士通 会長                  |
| 渡井 理佳子 | 慶應義塾大学大学院法務研究科 教授                            |
| 渡部 俊也  | 東京大学未来ビジョン研究センター 教授                          |

**(参考)**

**「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案」について  
令和元年10月25日 財務省HP公表版**

# 外為法改正の狙い

## 現行制度

- 投資自由の大原則の下、一定の対内直接投資につき事後報告
- 指定業種につき事前届出



## 健全な投資の一層の促進

### 安全保障等の観点からの対応強化の流れ

- 2018年8月米国で新法成立
- 2019年3月欧州でEU新規則成立



経済の健全な発展につながる対内直接投資を一層促進するとともに、  
国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応。

⇒メリハリのある対内直接投資制度を目指す。

## 「国の安全」

- 武器、航空機、原子力、宇宙関連、軍事転用可能な汎用品の製造業、サイバーセキュリティ関連

## 「公の秩序」

- 電気・ガス、熱供給、通信事業、放送事業、水道、鉄道、旅客運送

## 「公衆の安全」

- 生物学的製剤製造業、警備業

## 「我が国経済の円滑運営」

- 農林水産、石油、皮革関連、航空運輸、海運

## 問題のない投資の一層の促進

### 1. 事前届出免除制度の導入

- 対内直接投資案件の大宗を占めるポートフォリオ投資等は、免除の対象。
- 国の安全等を損なうおそれがある投資は、免除の対象外として外形的に明確化（政令・告示）。
- 事後報告、勧告・命令により、免除基準の遵守を担保。

## 国の安全等を損なうおそれのある投資への適切な対応

### 2. 事前届出の対象の見直し

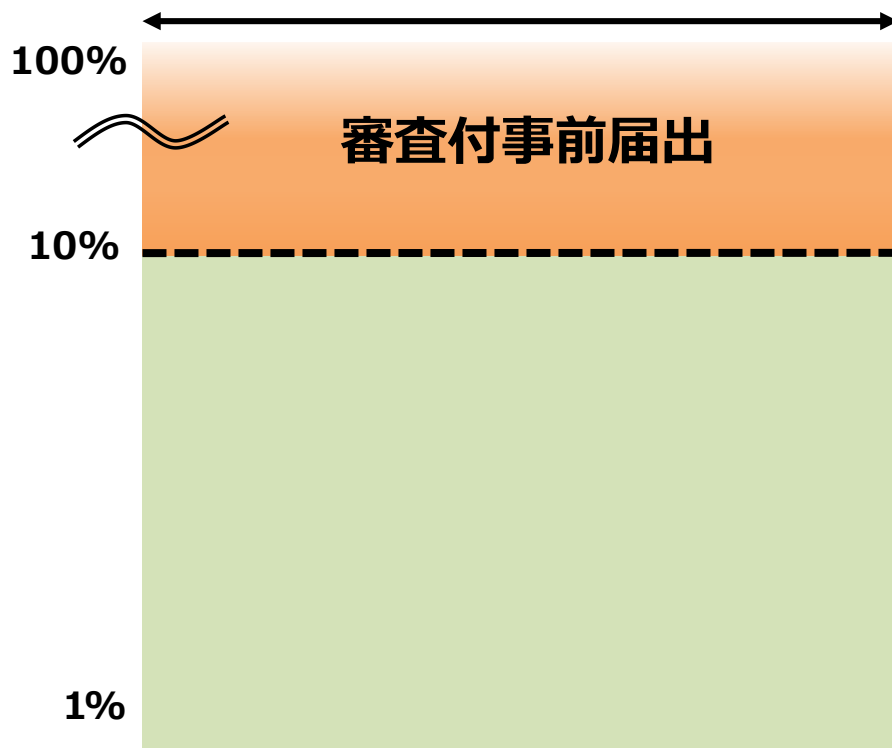
- 上場会社の株式取得の閾値引下げ（現行10%→1%：会社法上の株主総会における議題提案権の基準）
- 国の安全等に関わる技術情報の流出・事業活動の喪失につながる株式取得後の行為類型として、「役員への就任」や「重要事業の譲渡・廃止」を追加。

### 3. 国内外の行政機関との情報連携の強化

# 事前届出免除制度のイメージ

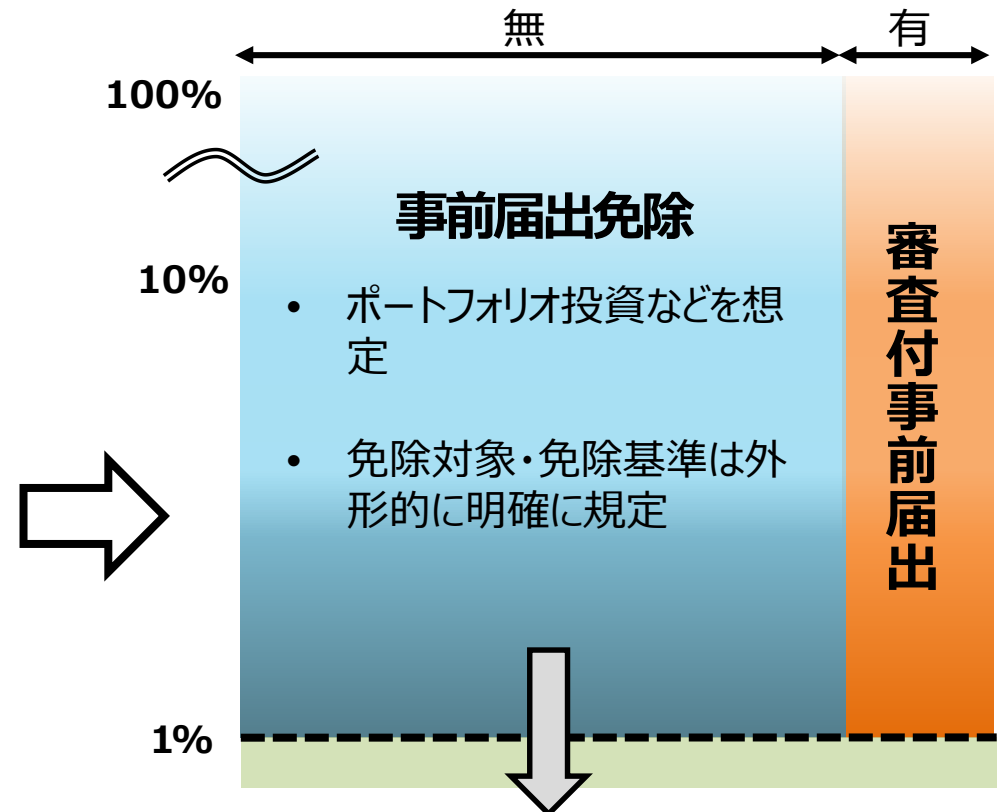
## 【現行の事前届出対象】

指定業種につき一律



## 【改正後の事前届出対象】

指定業種であっても、国の安全等を損なうおそれがないものは免除



基準不遵守に対しては、  
事後に勧告、命令が可能

## 1. 事前届出免除制度の対象範囲は、政令・告示において規定

## 2. その際、以下のものは対象外とする

- 次に該当する投資家
  - 過去に外為法違反で処分を受けた者
  - 国有企業等
- 指定業種のうち、国の安全等を損なうおそれ大きいもの（主要例）
  - 武器製造、原子力
  - 電力、通信

## 3. 届出免除を受ける投資家が守るべき基準として以下を定める

- 外国投資家自ら又はその密接関係者が役員に就任しないこと
- 重要事業の譲渡・廃止を株主総会に自ら提案しないこと
- 国の安全等に係る非公開の技術情報にアクセスしないこと

## 4. 事後報告、勧告・命令により、免除基準の遵守を担保

# 免除対象明確化と負担軽減のための対応

1. 外国証券会社が自己勘定で行う取引は、対象銘柄に関わらず、事前届出免除の対象とする。

※顧客勘定で行う取引は、引き続き当該顧客が届出義務を負う。

2. 外国銀行、外国保険会社及び外国運用会社が行う取引は、対象銘柄に関わらず、事前届出免除の対象とする。

3. 外国証券会社、外国銀行、外国保険会社及び外国運用会社が行う免除後の事後報告の閾値は、現状（10%）より加重しない。

# 投資組合（ファンド）からの対内直接投資等に係る届出義務者の見直し

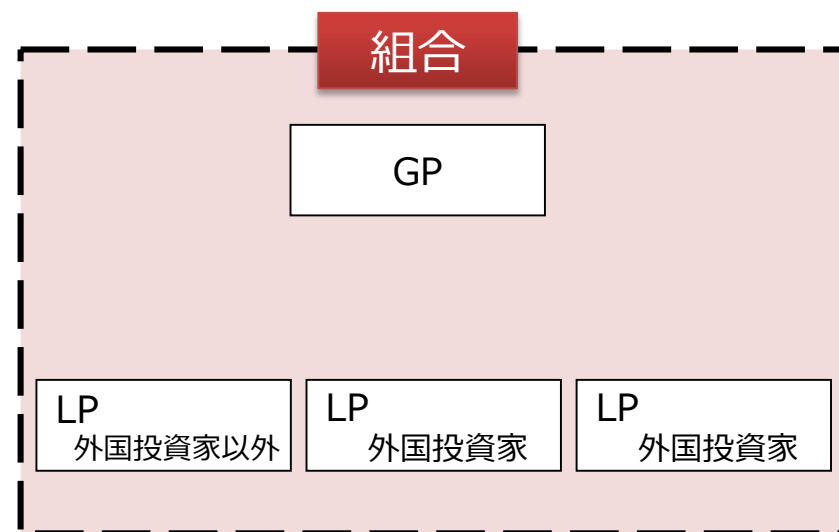
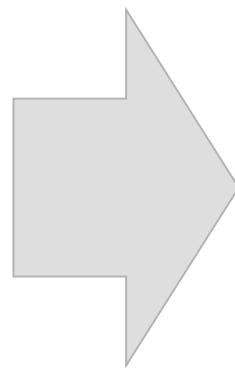
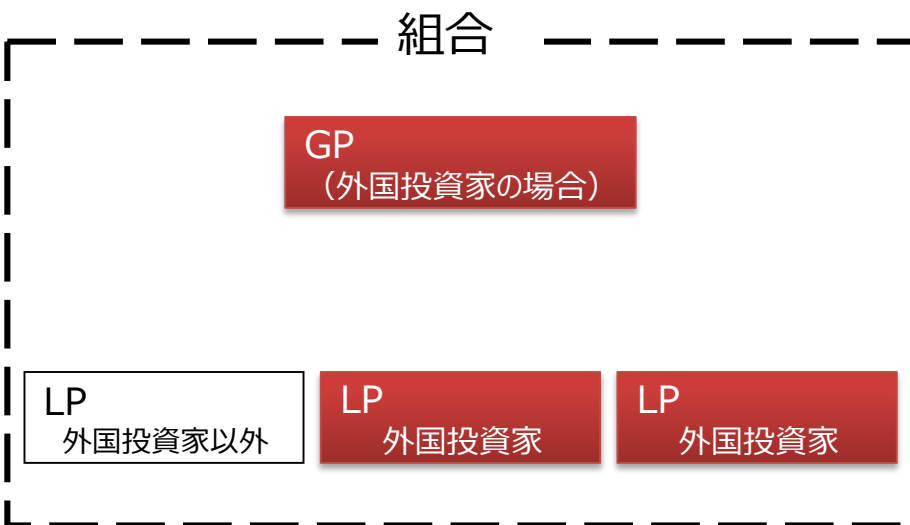
外為法に基づく対内直接投資等の事前届出の対象について、会社による投資の場合に合わせて、届出義務者を組合に一本化し、届出の事務負担を軽減。

## 【現行】

GPやLPが外国投資家の場合、組合全体における外国投資家の出資比率に関わらず、それぞれのGP・LPの名前で事前届出を行う必要。

## 【改正の方向性】

- ① 外国投資家の出資比率が50%以上の場合
  - ② GPが外国投資家の場合
- 組合名義で一本の事前届出のみ提出。

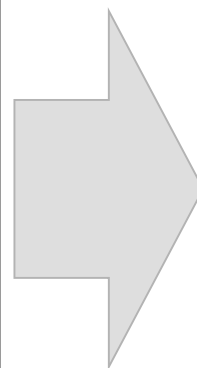


# 投資組合の事前届出義務者

【現行】

【改正後】

|            |       | GP                            |                    |
|------------|-------|-------------------------------|--------------------|
|            |       | 外国投資家                         | 日本の投資家             |
| 外国投資家の出資比率 | ≥50%  | GP<br>+<br>個々の<br>外国投資家<br>LP | 個々の<br>外国投資家<br>LP |
|            | < 50% |                               |                    |



|            |       | GP    |        |
|------------|-------|-------|--------|
|            |       | 外国投資家 | 日本の投資家 |
| 外国投資家の出資比率 | ≥50%  | 組合    | 組合     |
|            | < 50% | 組合    |        |

(注) 事前届出義務がある場合でも、事前届出免除制度を利用できる可能性がある。

# G7各国の対内直接投資審査制度の概要

|         |                       | アメリカ<br>(2018年法改正)                  | イギリス<br>(2018年法改正)                 | フランス<br>(2018～2019年<br>法令改正)             | ドイツ<br>(2018年政令改正)                 | イタリア<br>(2017年法改正)          | カナダ                                | 日本<br>(現行) → (改正後)                                                           |
|---------|-----------------------|-------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------------|------------------------------------|-----------------------------|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 事前届出・審査 | 対象となる<br>株式所有等<br>の割合 | 下限なし<br>※2018年<br>法改正で事前<br>届出制度を導入 |                                    | 33.3%                                    | 10%<br>※2018年政令<br>改正で25%から<br>引下げ | 3%                          | 名目額の閾値あり<br>(投資家によって<br>異なる)       | 10%<br>↓<br>1%<br>(免除制度あり)                                                   |
|         | 対象業種                  | 特定の投資                               |                                    | 指定業種<br>※2018年政令<br>改正で業種拡大              | 指定業種                               | 指定業種<br>※2017年法改正<br>で業種拡大  | 全業種                                | 指定業種                                                                         |
| 事後介入    |                       | 業種による<br>限定なし<br><br>株式売却命令<br>が可能  | 業種による<br>限定なし<br><br>株式売却命令<br>が可能 | 指定業種のみ<br><br>株式売却命令<br>が可能<br>※2019年法改正 | 業種による<br>限定なし<br><br>株式売却命令<br>が可能 | 指定業種のみ<br><br>株式売却命令<br>が可能 | 業種による<br>限定なし<br><br>株式売却命令<br>が可能 | 指定業種のみ<br><br>株式売却命令<br>が可能なのは<br>指定業種の一部のみ<br>↓<br>指定業種全てで<br>株式売却命令<br>が可能 |

# 今回の外為法改正案についてのよくある質問

Q1.今般の外為法改正では、告示で指定する事前届出対象業種（指定業種）の追加はありますか。

（答）

○指定業種については、随時見直しを行っておりますが、今般の法改正に伴う業種の追加は予定しておりません。

Q2.指定業種以外の上場企業について、事後報告を求められる閾値（現行 10%）に変更はありますか。

（答）

○変更はありません。

Q3.投資対象の上場会社が、

- ① 事前届出を要しない会社
- ② 事前届出の免除が可能な会社
- ③ 事前届出免除の対象から除かれる会社

のいずれに該当するか、どのように判別すればよいですか。

（答）

○投資家が安心して届出の要否を容易に判断できるよう、当局が上記 3 分類の銘柄のリスト化を行い、公表・更新します。

Q4.「国有企業等」は事前届出免除制度を利用できないとされていますが、SWF(Sovereign Wealth Fund)や年金基金も事前届出を求められるのでしょうか。

（答）

○SWFや年金基金でも、国の安全等を損なうおそれがないと認められるものは、免除制度の利用が可能です。

○また、SWF や年金基金が、自ら株式を取得せず、免除対象の金融機関等を介して投資を行う場合には、事前届出は不要です。

# 今回の外為法改正案についてのよくある質問

Q5. 事前届出免除制度を利用する外国投資家は、どのような基準を守る必要がありますか。

(答)

○国の安全等に関わる技術情報の流出や事業活動の喪失を防止するとの法改正の目的に照らし、事前届出免除を受ける外国投資家は、以下の基準を守る必要があります。

- ①外国投資家自ら又はその密接関係者が役員に就任しないこと。
- ②重要事業の譲渡・廃止を株主総会に自ら提案しないこと。
- ③国の安全等に係る非公開の技術情報にアクセスしないこと。

Q6. Q 5 の基準は、株主の権利を過度に制限し、コーポレート・ガバナンス強化に逆行するものではありませんか。

(答)

○事前届出免除制度を利用する外国投資家は、株主としての権利行使については、事後報告において以下の点を示せば足り、株式取得前の手続きは不要です。

- ①外国投資家自ら又はその密接関係者が役員に就任しないこと。
- ②重要事業の譲渡・廃止を株主総会に自ら提案しないこと。

○コーポレート・ガバナンス強化の観点から、今回の法令改正で、上記①②以外に株主の権利行使・企業との対話に制限を追加することはありません。なお、株式取得後に、外国投資家が上記①②の行為を行うことも、行為前に届出をすれば可能です。

# 今回の外為法改正案についてのよくある質問

Q7. アクティビスト封じが今回の法改正の狙いですか。

(答)

○今回の法改正は、健全な投資を一層促進しつつ、国の安全等に関わる技術情報の流出や事業活動の喪失といった事態を防止することが目的であり、アクティビスト封じが狙いではありません。

○このため、事前届出免除制度を利用する外国投資家に明示していただく株主の権利に関する内容も、こうした法改正の目的に係るもの（①外国投資家自ら又はその密接関係者が役員に就任しないこと、②重要事業の譲渡・廃止を株主総会に自ら提案しないこと）に限定しています。

○もとより、企業価値の向上に資する株主の権利行使・企業との対話はコーポレート・ガバナンス強化の観点から歓迎されるものであり、法改正の目的に関係のない株主の権利行使・対話については、制限の追加は一切行いません。

Q8. 1 %以上の株式を保有している外国投資家が、Q 5 ①②で行わないとした行為を行う場合、当該行為前の届出が求められ審査を受けるとのことですが、これはコーポレート・ガバナンス強化に逆行しませんか。

(答)

○審査は、もっぱら国の安全等に関わる技術情報の流出や事業活動の喪失を防ぐ観点から行うものであり、法改正の目的に関係のない株主の権利行使・企業との対話を制限するものではありません。

○審査の透明性を確保する観点から、審査に際して考慮する要素を作成・公表し、説明責任を果たします。

○また、国の安全等の観点から問題のない行為については、審査通過の通知を5営業日以内に行います。

○このように、審査は、コーポレート・ガバナンスに十分に配慮しつつ行ってまいります。

# 今回の外為法改正案についてのよくある質問

Q9.諸外国と比較して安全保障等の観点からの備えは十分でしょうか。また、事前届出の株式取得の閾値 1 %は適切な水準でしょうか。

(答)

○G 7 諸国を見ても、対内直接投資の審査制度は様々であり、事前・事後双方の措置を見ることが必要です。

○今回の法改正により、事前届出については、我が国の株式の取得割合に係る閾値が 1 %となり、G 7 では、「下限なし」の米国に次いで低い水準となります。一方で、広範な免除制度を設け、健全な投資に配慮した枠組みとしております。

○また、事後介入については、米・英・独・加においては「業種の限定なく」株式売却命令を行えますが、我が国は、今回の法改正で、仏・伊と同様「指定業種全て」において株式売却命令を行えることとなります。

○このように、今回の法改正により、諸外国と比較して、バランスの取れた制度となると考えられます。

Q10.改正外為法はいつ施行されますか。

(答)

○今回の法律案では、公布の日から起算して 6 か月を超えない範囲内において政令で定める日としております。